明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月二十三日

岡山市北区京橋町六番一四号

有限会社西日本キャリアコール

代表取締役　仁科　琢丞

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年五月十五日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月二十三日

千葉県柏市あけぼの四丁目一番三号

株式会社C・B・H

代表取締役　早川　和宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年五月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番一一号

ログリー株式会社

代表取締役　吉永　浩和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月二十三日

東京都荒川区西日暮里五丁目一四番三号サンキエームビル

株式会社サクセスツアーズ

代表取締役　伊丹　政人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月二十三日

宮崎県小林市堤金鳥居三〇四五番地

株式会社親和コンクリート工業所

代表取締役　恒見　道則

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエイソール・エイヨルフソンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月二十三日

東京都港区高輪四丁目一八番二六号

タカナワ・イー・エッチ・エフ

日本における代表者

エイソール・エイヨルフソン

限定承認公告

本籍群馬県渋川市赤城町津久田二二三番地一六、最後の住所札幌市手稲区前田一条三丁目一〇番一号　被相続人　亡　青木　義明

右被相続人は平成二十五年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇四

北晴大通ビル七階七〇二　弁護士法人市川守弘法律事務所

相続財産管理人　坂本　和弥

代理人弁護士　市川　守弘

限定承認公告

本籍沖縄県八重山郡竹富町字小浜六四番地、最後の住所沖縄県石垣市字新川三五一番地二三　被相続人　亡　與那覇　力

右被相続人は平成二十六年七月九日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十五日那覇家庭裁判所石垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

東京都世田谷区上北沢五丁目四三番地一一　パークシティ上北沢二〇四

限定承認者　與那覇　幹

限定承認公告

本籍神奈川県海老名市中新田三丁目二〇二二番地、最後の住所神奈川県海老名市中新田一丁目一四番Ｂ―三〇八号　被相続人　亡　小杉　修

右被相続人は平成二十六年十月二日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

神奈川県海老名市中央二丁目八番四一号　東横ビル三階　海老名総合法律事務所

相続財産管理人小杉仁

代理人弁護士　櫛笥　正晴

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区西天満六丁目四六番地、最後の住所大阪府池田市畑一丁目一四番五号　被相続人　亡　栗山　稔

右被相続人は平成二十六年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

愛知県名古屋市東区筒井一丁目一五番三二号ソリッド筒井一〇二号

相続財産管理人　栗山　敬一

限定承認公告

本籍香川県丸亀市御供所町二丁目六四番地、最後の住所香川県丸亀市富士見町五丁目七番八号　被相続人　亡　島　利通

右被相続人は平成二十七年二月十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十四日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

香川県善通寺市与北町一〇五七番地

相続財産管理人　向井眞智子

訂正公告

平成二十七年三月二十五日（号外第六十六号）掲載の解散公告中、住所「愛媛県今治市喜多村七丁目五番三二号」とあるは「愛媛県今治市喜田村七丁目五番三二号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年四月二十三日

愛媛県今治市喜田村七丁目五番三二号

株式会社馬越商店

代表清算人　馬越　敏

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇	上	六	物品	部品
六	下	終りから二	損壊又は機能	損傷又は機能
〃	〃	八	一〇	
〃	〃	終りから六	事業用電気通信信設備と	事業用電気通信回線設備と
一〇一	上	表中	第二号から第五	第二号から第五
			号	第二号

（原稿誤り）

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件等の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

七九九	上	一三	第二号	第九号

平成二十七年四月二十三日

宮崎県小林市堤金鳥居三〇四五番地

株式会社親和コンクリート工業所

代表取締役　恒見　道則

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエイソール・エイヨルフソンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月二十三日

東京都港区高輪四丁目一八番二六号

タカナワ・イー・エッチ・エフ

日本における代表者

エイソール・エイヨルフソン

限定承認公告

本籍群馬県渋川市赤城町津久田二二三番地一六、最後の住所札幌市手稲区前田一条三丁目一〇番一号　被相続人　亡　青木　義明

右被相続人は平成二十五年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇四

北晴大通ビル七階七〇二　弁護士法人市川守弘法律事務所

相続財産管理人　坂本　和弥

代理人弁護士　市川　守弘

限定承認公告

本籍沖縄県八重山郡竹富町字小浜六四番地、最後の住所沖縄県石垣市字新川三五一番地二三　被相続人　亡　與那覇　力

右被相続人は平成二十六年七月九日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十五日那覇家庭裁判所石垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

東京都世田谷区上北沢五丁目四三番地一一　パークシティ上北沢二〇四

限定承認者　與那覇　幹

限定承認公告

本籍神奈川県海老名市中新田三丁目二〇二二番地、最後の住所神奈川県海老名市中新田一丁目一四番Ｂ―三〇八号　被相続人　亡　小杉　修

右被相続人は平成二十六年十月二日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

神奈川県海老名市中央二丁目八番四一号　東横ビル三階　海老名総合法律事務所

相続財産管理人小杉仁

代理人弁護士　櫛笥　正晴

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区西天満六丁目四六番地、最後の住所大阪府池田市畑一丁目一四番五号　被相続人　亡　栗山　稔

右被相続人は平成二十六年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

愛知県名古屋市東区筒井一丁目一五番三二号ソリッド筒井一〇二号

相続財産管理人　栗山　敬一

限定承認公告

本籍香川県丸亀市御供所町二丁目六四番地、最後の住所香川県丸亀市富士見町五丁目七番八号　被相続人　亡　島　利通

右被相続人は平成二十七年二月十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月十四日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十三日

香川県善通寺市与北町一〇五七番地

相続財産管理人　向井眞智子

◉号外　四月二十三日付第九四号六　四ページ●同日付政府調達第七七号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）